年八月三十一日に財団法人日本サッカー協会という名称で設立された法人をいう。第四条において同じ。）又は公益財団法人日本バスケットボール協会（昭和五十一年三月三十日に財団法人日本バスケットボール協会という名称で設立された法人をいう。同条において同じ。）が次の各号に掲げる事項（審判員にあっては、第三号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を機構に提出してするものとする。

一・二　［略］

三　所属するサッカーチーム又はバスケットボールチームの名称

四　［略］

（登録の拒否）

第三条　［略］

一・二　［略］

三　第一条の申請に係る選手等が機構が開催する法第二十四条第一号に規定する試合の結果又は同号に規定する競技会の経過若しくは結果に影響を与える不正行為をした者その他の公正な対象試合等を行うに不適切な者であると機構が認めるとき。

（登録の変更）

第四条　機構の社員又は公益財団法人日本サッカー協会若しくは公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「社員等」という。）は、第一条各号に掲げる事項に変更があったときは、速やかにその旨を機構に届け出なければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部改正）

第三条　独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（経理方法） **第十八条**　投票勘定は、その内訳として、センターの行うスポーツ振興投票の実施等に関する法律第二十一条第一項第二号から第九号までに規定する事業に係る経理とその他の業務に係る経理の各経理単位に区分するものとする。 2　［略］ （スポーツ振興投票券の発売等の運営費の制限） **第二十九条**　［略］ 2・3　［略］ 4　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第十三条第一項の規定に基づき券面金額が払戻金として交付されることにより、同条の払戻金の総額がスポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成十年文部省令第三十九号）第六条各号に掲げるスポーツ振興投票の区分に応じ、当該各号に定める金額の総額を超えるスポーツ投票があるときは、その超える金額の当該事業	（経理方法） **第十八条**　投票勘定は、その内訳として、センターの行うスポーツ振興投票の実施等に関する法律第二十一条第一項第二号から第四号までに規定する事業に係る経理とその他の業務に係る経理の各経理単位に区分するものとする。 2　［同上］ （スポーツ振興投票券の発売等の運営費の制限） **第二十九条**　［同上］ 2・3　［同上］ 4　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第十三条の規定に基づき券面金額が払戻金として交付されることにより、同条の払戻金の総額が配分金額を合計した金額を超えるスポーツ投票があるときは、その超える金額の当該事業年度の総額は、法第十九条の運営費として、その総額に達するまで、当該事業年度以降のできるだけ早い事業年度の通常限度額又は特例限度額に加